

令和5年度決算を審査 一般会計決算等を認定

決算関係議案の提案

9月10日に開催された本会議において、一般会計決算等7議案が提案されました。

決算特別委員会の設置

議会は、9月10日の本会議において、各会派から選出された委員7名(委員名簿参照)からなる令和5年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会(以下「決算特別委員会」という)を設置し、これら7議案の審査を付託しました。

決算特別委員会における審査

決算特別委員会では、9月10日、19日、20日、24日、25日、26日、10月1日の7日間にわたり審査を行いました。正・副委員長を選任した後、予算審査における議会からの指摘事項の反映状況や、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画の諸施策の進捗状況などを中心に、予算の適正な執行と、その行政効果について担当部課等への質疑を行うとともに、重要課題については市長に出席を求め、その見解をたどりました。

審査後、採決を行い、一般会計および国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算は多数の賛成により認定。大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、介護保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は総員の賛成によ

り認定。下水道事業会計剰余金の処分および決算は多数の賛成により可決および認定しました。

本会議における委員長の審査結果報告

10月2日の本会議において、委員長から審査経過および結果が報告され、その中で、決算特別委員会で全会一致となった次の四つの意見が付されました。

○財政調整基金について

財政調整基金の残高は、令和5年度決算において、約88.3億円と過去最高額であり、市が適正規模と述べてきた40億円を超えて、増え続けていることから、インフラ整備や災害に備えるための財源をはじめ、積極的な財政運営を求める。

○居場所づくりについて

子ども会館が閉館した後、放課後かまくらっ子は、子ども会館を利用していた方の新たな受け皿とはなっていないことから、行き場がなくなり困っている未就学児の親子に寄り添って、新たな居場所をつくることを求める。また、市民の居場所の一つであるスポーツ施設について、指定管理者と連携を密にしながら、市民が安全・快適に健康増進ができるよう、施設の維持・改善を求めるとともに、施設の存続や拡充について、市民から多くの意見が寄せられていることから、公共施設再編計画の見直しにおいて、これらの意見をしっかりと反映することを求める。

○高齢者の外出支援について

県内でも高齢化率の高い本市において、現在の外出支援策は極めて不十分であることから、データに基づき検討する協議体を立ち上げるなどの方法や、「東京都シルバークロス」などの他自治体の事例を参考にすることで、

方策を決定することを求める。

○介護保険制度について

1年間で多くの介護保険事業所が閉鎖・撤退したことは、全国展開している大手の事業者しか生き残れない時代の到来を予感させるものであり、今般の介護報酬改定において、在宅介護を支える訪問介護のみが減額改定となったことによる影響も懸念されることから、介護保険が危機的な状況にあることを強く認識した上で、制度の運営を行うことを求める。

本会議における討論・採決

その後、6会派から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、国民健康保険事業特別会計および公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出決算は多数の賛成により認定。介護保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は総員の賛成により認定。下水道事業会計剰余金の処分および決算は多数の賛成により可決および認定しました。

一般会計決算等審査特別委員会委員名簿(議席順)

委員長	後藤 吾郎 (自民党・無所属の会)
副委員長	児玉 文彦 (公明党鎌倉市議会議員団)
委員	くり林こうこう (自民党・無所属の会)
	中里 成光 (夢みらい鎌倉)
	武野 裕子 (日本共産党鎌倉市議会議員団)
	保坂 令子 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
岡田 和則 (銀河鎌倉)	

9月12日開催 審査した内容(報告事項5件、陳情1件)

報告事項 戸別収集の進捗状況について

初めに、燃やすごみの戸別収集については、令和7年(2025年)4月から先行9地区(岩瀬、今泉、今泉台、山ノ内、七里ガ浜、鎌倉山、笛田、大町五丁目自治会、松葉町内会(材木座))で開始するとの報告がありました。

次に、集合住宅の排出場所、集合住宅の集積所維持管理に係る補助制度、少量排出事業所収集制度、市民への周知方法、収集事業者の選定、戸別収集実施計画を策定することについて報告がありました。

市民への周知については、広報かまくら10月号において、戸別収集の特集を組み、戸別収集を行う目的、概要、全市展開までのスケジュールなどを紹介し、12月号の配布と合わせて戸別収集に関するリーフレットを全戸配布する予定とのことです。また、全自治会・町内会にチラシを配布したほか、市ホームページを活用するなど、さまざまな媒体を用いて周知していくとのことです。

収集事業者については、公募型プロポーザルにより選定を行うこととし、令和6年(2024年)8月28日に応募事業者によるプレゼンテーションを実施したとのことであり、委託業者が決定した後、ホームページで公表する予定とのことです。委員会では、報告事項について了承しました。



9月17日開催 審査した内容(議案4件、陳情2件、報告事項6件)

報告事項(仮称)鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた取組状況について

この条例は、犯罪被害者等の負担を軽減するため、支援に係る基本理念、市の責務、市民や関係機関、事業者などの役割を明らかにするなど、支援の基本事項を定めることで、犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減および早期回復を図り、市が目指す「誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けた取り組みを進めようとするものです。

市では、現在、国・県の動向および他自治体における犯罪被害者等支援条例の制定などの状況を確認しながら検討を行っており、有識者、関係機関および関係団体から意見を伺い、条例案の概要をまとめているとのことです。

今後のスケジュールとしては、10月に実施するパブリックコメントで寄せられる意見および県から示されたガイドラインの内容を踏まえ、条例案を作成した後、改めて有識者の意見を聴取した上で、令和7年(2025年)2月定例会において議案として提出し、同年4月1日の施行を目指していくとのことです。

委員会では、報告事項について了承しました。

市民環境常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

建設常任委員会

教育福祉常任委員会

9月13日開催 審査した内容(議案2件、陳情5件、報告事項6件)

報告事項(1) 鎌倉市無電柱化推進計画の策定に向けた取組状況について 報告事項(2) 鎌倉市無電柱化条例の制定に向けた取組状況について

道路上の電柱、電線は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子利用者やベビーカーの通行の妨げとなり、地震発生時には倒壊した電柱が緊急車両等の通行の妨げや長期停電の原因となる恐れがあることから、無電柱化の推進は、都市防災機能の向上や安全かつ円滑な通行の確保、良好な都市景観形成のために必要な取り組みであるとのことです。

市では、令和16年度までの約10年間を計画期間とする、無電柱化推進計画を策定することですが、事業の課題としては、国の試算では、1キロメートル当たり約5.3億円と多額の費用がかかることや、地下空間に新たに管路を敷設するため、沿道の住民や水道・ガス事業者との調整などに長い期間を要することなどが挙げられるとのことです。

次に、条例については、無電柱化を義務化する区域と路線を指定すること、および無電柱化を推進することを目的に制定するもので、義務化する区域と路線は、深沢地区土地区画整理事業の区域と、既に一部無電柱化が実施されている小町通り、芸術館通りとするとのことです。

今後は、計画については令和6年(2024年)10月中に策定、条例については令和7年(2025年)4月の施行を目指すとのことです。

委員会では、事業に要する費用などについて質疑が行われた後、報告事項(1)については了承、報告事項(2)については多数了承としました。

9月11日開催 審査した内容(議案3件、報告事項5件、陳情2件)

議案第29号 鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、これまで保険証により行っていた健康保険の資格確認を、マイナンバーカードを利用して確認できるよう条例の一部を改正するものです。

質疑を行う中で、マイナンバーカードを持っていない人やマイナンバーカードを保険証とひも付けしていない人には、申請することなく保険証の代わりになる資格確認書が送られること、現行の保険証は有効期限まで使えることが確認されました。

委員会では、社会全体で医療DX(※)を進めるためにマイナ保険証は重要で、令和6年(2024年)12月2日までにマイナ保険証へいかに円滑に移行していくかが極めて重要であるとの意見があり、採決の結果、総員の賛成により原案を可決しました。

※医療DX:医療現場でデジタル技術を活用し、医療の効率や質を向上させること。

議案第33号 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、学習センターの集会室等について、利用者の意見を踏まえ、新たな利用時間枠に変更するため、必要な規定の整備を行うものです。

主な内容は、集会室等の利用時間について、使いづらいつの意見が多数あった11時30分から13時30分の枠を改善するため、午前の枠を9時から10時までと10時から12時までの2枠へ変更するほか、13時から21時まで、入れ替え時間を廃止した上で、各2時間の枠に変更するものです。

委員会では、採決の結果、総員の賛成により原案を可決しました。